米沢市報道資料

第４次米沢市障がい者計画・第８期米沢市障がい福祉計画・第４期米沢市障がい児福祉計画（案）に係るパブリック・コメントの実施について

令和８年１１月２７日
社会福祉課　障がい者支援室
電話　22-5111（内線）3603

日頃より、本市の障がい福祉の推進について、御理解と御協力をいただきありがとうございます。

この度、下記のとおりパブリック・コメントを実施することになりましたので、情報提供いたします。

記

１　計画の案の名称

第４次米沢市障がい者計画・第８期米沢市障がい福祉計画・
第４期米沢市障がい児福祉計画

２　意見の募集期間及び閲覧期間

令和８年１２月１日（火）～令和８年１２月２１日（月）

３　送付資料

第４次米沢市障がい者計画・第８期米沢市障がい福祉計画・
第４期米沢市障がい児福祉計画
概要版……　１部

４　計画（案）の閲覧場所

市ホームページ、市役所１階社会福祉課、市役所１階市民ホール、
市内各コミュニティセンター

５　意見を提出できる者

市内に住所を有する方、市内の事業所等に勤務している方、市内の学校に在学している方、本市に何らかの利害関係のある方

６　意見の提出方法

社会福祉課に直接持参又は郵送、ＦＡＸ、電子メール・電子申請（やまがたｅ申請）

７　意見の提出先

米沢市健康福祉部社会福祉課障がい者支援室
〒992-8501　米沢市金池五丁目２番２５号
ＦＡＸ：0238-21-1600
電子メール：syougai-shien@city.yonezawa.lg.jp

第４次米沢市障がい者計画　第８期米沢市障がい福祉計画　第４期米沢市障がい児福祉計画【概要版】

第Ⅰ部　【総論】

第１章　計画策定にあたって（P１～P３）

１　計画策定の趣旨と目的

本計画は、「障がいのある人もない人も、共に自分らしく生き、安心して暮らせる共生社会」の実現を目指し、障害者基本法、障害者総合支援法、児童福祉法に基づき、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための国の指針を踏まえ、米沢市における障がい者施策の基本的な方向性を示すものです。ニーズの多様化やひきこもり問題等の解決に向けた支援体制の強化を図りながら、障がいがある人々が地域で自立した生活を営み、社会参加を推進するための具体的な目標と施策を定めます。

２　計画の位置づけ

本計画は、国の第５次障害者基本計画（Ｒ５年度～Ｒ９年度）、第６次山形県障がい者計画（Ｒ６年度～ＲⅠⅠ年度）との整合性を図り策定しています。米沢市における市政運営の基本方針である「米沢市まちづくり総合計画」、「米沢市地域福祉計画」を上位計画とし、障がい者等の福祉に関する事項と調和が保たれたものとします。

３　計画期間

本計画の期間は、Ｒ９年度からＲⅠⅠ年度までの３年間。

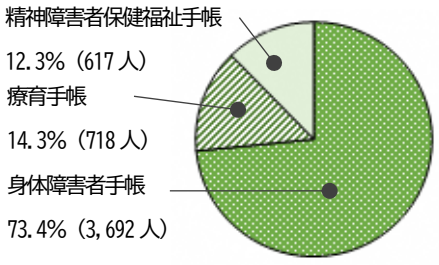
第２章　米沢市の障がい者を取り巻く現状（P４～P９）

１　障害者手帳所持者について

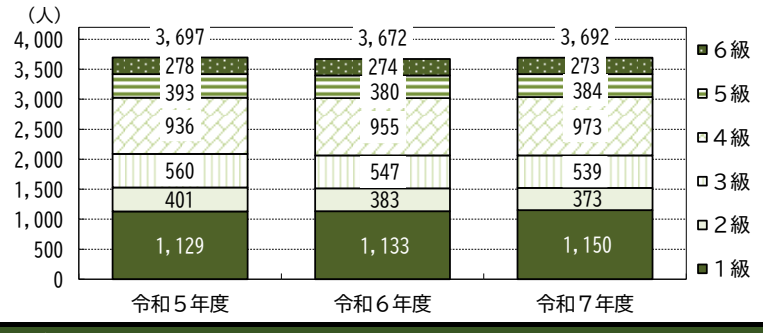
障害者手帳の種類	人数	割合※
身体障害者手帳	3,692 人	5.08%
療育手帳	718 人	0.98%
精神障害者保健福祉手帳	617 人	0.84%
障害者手帳合計	5,027 人	6.90%

※割合：米沢市人口 72,655 人に対するもの

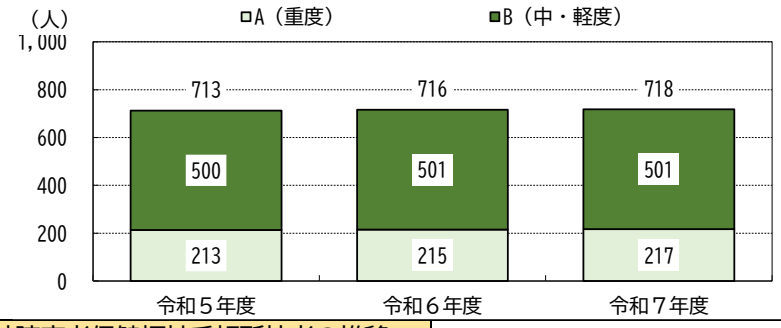
【障害者手帳の内訳】



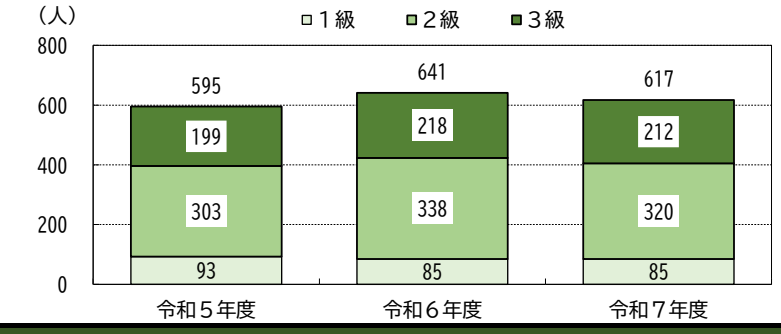
２　身体障害者手帳所持者の推移



３　療育手帳所持者の推移



４　精神障害者保健福祉手帳所持者の推移



第３章　障がい福祉施策に関するアンケート調査から見る現状と課題（P10～P11）

１　現状

本市障がい福祉分野の各施策について、現在の満足度では、「満足である」と「やや満足である」を合わせた《満足である》は『障がいのある方や家族への相談支援の充実』が 29.7%と最も高くなっている一方、「不満である」と「やや不満である」を合わせた《不満である》は『障がいのある方の就労の促進』が 33.7%と他の項目に比べ高くなっています。

２　課題

満足度と重要度をもとに作成した散布図をみると、重要度が高い取り組みに対し低い評価がなされている要改善項目は、「障がいのある方の就労の促進」、「障がいのある方を支える人材の育成」、「避難行動に支援が必要な方のための防災体制の強化」となっており、優先的な対応が求められています。

第４章　基本的な考え方（P12～P13）

１　計画の基本理念

【基本理念】

一人ひとりが分け隔てなく、支え合いながら共に生きるまち

障がいのある人も障がいのない人も、等しく基本的人権を享受する個人として、互いに人格と個性を尊重し、手を取り合い、障がいの有無に関わらず、同じ社会を構成する一員として自らの意思により、自分らしく暮らすことができる社会の実現を目指します。

２　計画の基本目標

基本目標Ⅰ	障がい理解の促進と権利擁護・虐待防止	基本目標６	災害時における安全確保と防災対策
基本目標２	安心できる地域での生活環境の整備	基本目標７	切れ目のないライフステージを通じた支援の促進
基本目標３	情報アクセスとコミュニケーション支援の推進	基本目標８	保健医療の連携強化と支援
基本目標４	雇用・就労機会の確保と経済的自立の支援	基本目標９	文化芸術・スポーツ活動を通じた社会参加の促進
基本目標５	相談支援の充実と自立生活の促進		

第２部　【第４次障がい者計画】

基本目標１　障がい理解の促進と権利擁護・虐待防止（P14～P15）

「誰もが暮らしやすいまち」の実現に向け、市民・事業者への理解促進、差別解消と合理的配慮の提供、そして権利擁護と虐待防止の体制強化に取り組みます。

～施策の方向～

●障がいへの理解促進と啓発活動　●権利擁護の推進と差別の解消
●米沢市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の周知啓発
●障がい者虐待防止支援対策業務の強化

基本目標２　安心できる地域での生活環境の整備（P16～P17）

障がいのある人の地域生活を支える環境整備のため、地域移行・移動支援の充実と、関係機関の連携および相談体制の強化に取り組みます。

～施策の方向～

●心のバリアフリーの普及促進　●地域生活への移行促進と生活環境の整備
●地域生活支援拠点の整備・設置　●移動支援の利便性向上
●消費者トラブルの防止及び被害からの救済

基本目標３　情報アクセスとコミュニケーション支援の推進（P18～P19）

情報アクセスとコミュニケーション支援の一体的な促進に向け、情報アクセシビリティの向上と、手話などの多様な伝達手段への支援充実に取り組みます。

～施策の方向～

●意思疎通支援の充実　●手話言語条例の制定
●情報アクセシビリティの向上　●障がい福祉ガイドの作成による情報提供の充実

基本目標４　雇用・就労機会の確保と経済的自立の支援（P20～P21）

障がいのある人の経済的自立に向け、関係機関や地域資源と連携した雇用・就労機会の創出を進めるとともに、一般就労への移行支援や福祉的就労の工賃向上に取り組みます。

～施策の方向～

●就労支援の充実　●就労支援事業所との支援体制強化
●障害者優先調達方針の推進　●障がい者雇用の促進

基本目標５　相談支援の充実と自立生活の促進（P22～P24）

障がいのある人の地域での自立生活を支えるため、相談支援体制の充実と、相談支援専門員の資質向上・人材確保による「適切な給付・サービス体制」の維持に取り組みます。

～施策の方向～

●安心できる相談支援体制の充実　●ひきこもりサポート事業の実施
●事業所の実態の把握と情報共有の促進　●質の高い障がい福祉サービスの提供
●在宅生活支援の充実　●障がい児支援の充実

基本目標６　災害時における安全確保と防災対策（P25～P26）

災害時における安全確保のため、個別避難計画の作成や連携強化を進めるとともに、障がいの特性に配慮された避難所の環境整備や的確な情報提供に努め、誰もが取り残されない地域防災体制を整備します。

～施策の方向～

●緊急時・災害時における安全・安心な支援体制の構築推進
●避難行動要支援者支援事業の推進　●個別避難計画の作成

基本目標７　切れ目のないライフステージを通じた支援の促進（P27～P29）

乳幼児期から学校卒業後までを見据えたライフステージを通じた教育の推進に向け、共に学ぶインクルーシブ教育システムを推進し、一人ひとりの発達や障がい特性に応じた適切な教育環境の整備に取り組みます。

～施策の方向～

●乳幼児期から学齢期への切れ目ない支援●学齢期における教育支援と生活支援の充実と移行支援
●児童発達支援センターを核としたインクルーシブ教育・保育の推進

基本目標８　保健医療の連携強化と支援（P30～P32）

障がいの早期発見・治療や重症化予防の体制を整えるとともに、精神障がい、難病、医療的ケア児など多様な特性に応じた保健・医療・福祉の連携強化と支援体制の充実に取り組みます。

～施策の方向～

●医療的ケア児（者）への切れ目のない支援の強化●精神障がい・難病患者等への支援体制の充実
●地域医療機関等と連携した切れ目のない支援体制の整備
●障がいの原因となる疾病予防と児童期からの強度行動障害(状態)予防的介入

基本目標９　文化芸術・スポーツ活動を通じた社会参加の促進（P33～P34）

文化芸術やスポーツの「観る・創る・体験する」機会を充実させて参加しやすい環境を整え、地域住民との多様な交流を促進することで、障がいの有無を超えて、共に楽しむ共生社会を創造します。

～施策の方向～

●障がい者芸術作品展の開催による社会参加の促進　●ニュースポーツの推進

第１章　基本的な考え方 (P35～P36)

１　障がい福祉計画・障がい児福祉計画について

国が定める基本指針に即して、ＲⅠⅠ年度の数値目標を設定します。加えて、数値目標及びこれまでの実績等を踏まえた上で、Ｒ９年度からＲⅠⅠ 年度までの３か年における障がい福祉サービス等の見込量を定め、本市におけるサービス提供体制の計画的な整備を図ります。

２　視点

視点１　自己決定の尊重と意思決定の支援、寄り添い続ける相談体制の整備

本人の自己決定と意思決定の支援を第一に考えた、適切な計画相談支援を継続します。あわせて、複合的な課題を抱える世帯に対して地域社会全体でどこまでも寄り添い続ける、切れ目ない相談体制を強化し、孤立を防ぐ包括的なセーフティネットの構築を推進します。

視点２　地域生活支援の充実と移動・通所環境の整備

障がい当事者のニーズに即した地域生活支援事業を充実させ、施設等からの地域移行に向けた継続的ケアや医療連携のあり方を研究します。あわせて休祝日の受け入れ機能の拡大や、豪雪下でも安心できる移動・通所環境の整備を推進します。

視点３　適正な就労選択と社会的自立の促進

新設された「就労選択支援」の円滑な定着を図り、本人の適性や意向に沿った多様な就労を後押しします。あわせて、福祉事業所の生産性向上を支援し、工賃・賃金の引き上げを通じて、障がい当事者の経済的・社会的自立を推進します。

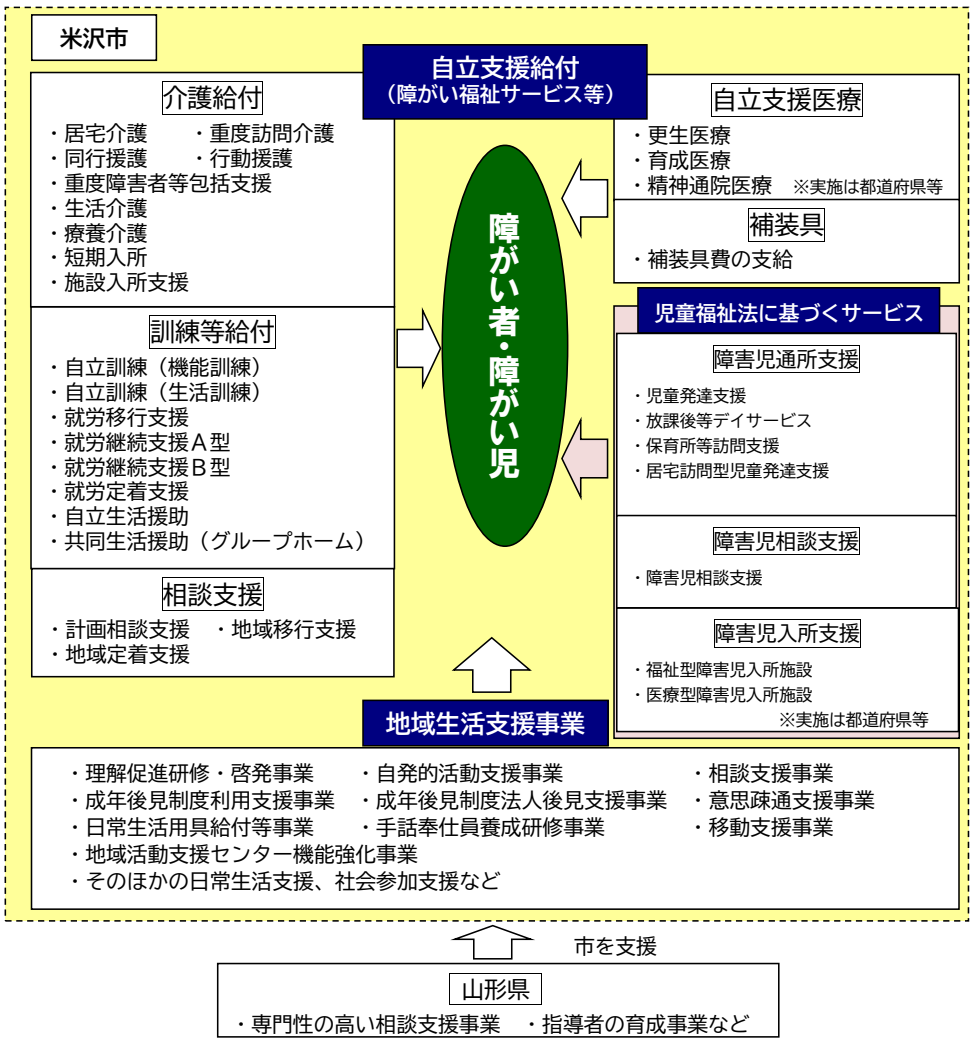
視点４　インクルージョンの推進と障がい児支援の強化

児童発達支援センターを中核とした保育所等への訪問支援を拡大し、障がいの有無に関わらず、地域の中で子どもたちが共に育つ環境を整えます。あわせて、乳幼児期から成人期に至るまで、ライフステージの特性に応じた切れ目のない一貫した療育・支援体制を推進します。

視点５　福祉人材の確保・定着と専門性の向上

職場環境の適正化や処遇改善を進めることで、質の高い福祉人材の安定的な確保と定着を図ります。各種研修体制の充実により専門性の高い人材を重点的に育成し、一人ひとりに寄り添った丁寧なケアの質を持続的に向上させる取り組みを推進します。

３　障がい福祉サービス等の体系図



第２章　計画の目標 (P37～P39)

１　福祉施設の入所者の地域生活への移行

施設入所者が在宅生活や共同生活援助での生活等に移行するために、共同生活援助等の地域のニーズや意向の把握に努めるとともに、在宅での生活を支援するための居宅介護、短期入所及び自立生活援助のサービスが円滑に提供されるよう、事業者への働きかけに努めます。

項目	Ｒ７実績	ＲⅠⅠ目標
施設入所者数	129 人	121 人
地域生活移行者数	6 人	8 人

２　福祉施設から一般就労への移行等

就労移行支援、就労定着支援、就労継続支援Ａ型事業所数の増加に向けた働きかけを行います。また、ハローワークや障害者就業・生活支援センター、障害者職業センターとの連携を強化していきます。

項目	Ｒ７実績	ＲⅠⅠ目標
一般就労移行者数	無	2 人
就労移行支援事業を通じた一般就労移行者数	無	2 人
就労継続支援Ａ型を通じた一般就労移行者数	12 人	15 人
就労継続支援Ｂ型を通じた一般就労移行者数	4 人	9 人
就労移行事業所数	無	1 か所
就労定着支援事業利用者数	1 人	2 人
就労選択支援利用者数（Ｒ７年 10 月～）		16 人

３　障がい児支援の提供体制の整備

就学前、学齢期、卒業、就労などの成長の過程において、ライフステージごとの切れ目ない支援を受けられるよう、児童発達支援センター及び障がい児サービス事業所との連携を強化し、サービス提供体制の充実を図ります。

また、重症心身障がい児が利用できる事業所の確保を図るとともに、医療的ケア児とその家族が適切な支援を受けられるよう、医療的ケア児等コーディネーターの配置や、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置を推進します。

項目	Ｒ７実績	ＲⅠⅠ目標
児童発達支援センターの支援機能の確保	1 か所	1 か所
インクルージョン推進のための協議の場の設置	有	有
主に重度心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	1 か所	1 か所
主に重度心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	2 か所	2 か所
医療的ケア児支援の協議の場を設けること	有	有
医療的ケア児等コーディネーターの配置	3 人	3 人
障がい児及びその家族への伴走的な相談支援体制の確保	確保	確保

４　生活支援拠点の充実

地域生活支援拠点を整備し、親亡き後の不安が軽減できるよう体制を構築します。

また、強度行動障がいを有する方の支援ニーズの把握を行い、地域における課題の整理や、対応できる事業所との連携を図ります。

項目	Ｒ７実績	ＲⅠⅠ目標
地域生活支援拠点の設置数	未設置	1 か所
コーディネーターの配置人数	未配置	1 人
運用状況の検証・検討回数	未実施	1 回/年
強度行動障がいを有する者の状況や支援ニーズの把握の有無	無	有
強度行動障がいを有する者の支援体制整備の有無	無	有

５　相談支援体制の充実・強化等

地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを設置し、相談支援の充実・強化を図ります。

項目	Ｒ７実績	ＲⅠⅠ目標
基幹相談支援センターの設置	未設置	3 か所
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する専門的な指導・助言	未実施	27 件
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援	未実施	9 件
基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施	無	有
基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数	未実施	9 回
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置人数	未配置	3 人
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	未実施	2 回
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施 参加事業者・機関数	4 実施	8 人
協議会の専門部会の実施	4 部会	4 部会
	16 回	16 回

６　障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障がい福祉サービス等が多様化し、多くの事業者も参入していることから、利用者が真に必要とするサービスを提供できるよう、研修会に参加することにより、他市町村と情報共有を図り、障がい福祉サービス等の質を向上させるための体制を構築します。

項目	Ｒ７実績	ＲⅠⅠ目標
障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用	3 人	3 人
指導監査結果の共有	未実施	1 回/年

第3章　障がい福祉サービスの見込量と今後の方策（P40～P55）

1　訪問系サービス

サービス名	R９年度	R10 年度	R11 年度
居宅介護	193 人	197 人	201 人
	2,123 時間	2,167 時間	2,211 時間
重度訪問介護	10 人	13 人	17 人
	1,650 時間	2,145 時間	2,805 時間
同行援護	5 人	5 人	5 人
	30 時間	30 時間	30 時間
行動援護	1 人	1 人	1 人
	2 時間	2 時間	2 時間
重度障がい者等包括支援	0 人	0 人	1 人
	0 時間	0 時間	60 時間

2　日中活動系サービス

サービス名	R９年度	R10 年度	R11 年度
生活介護	240 人	240 人	240 人
	4,080 日	4,080 日	4,080 日
自立訓練（機能訓練）	15 人	18 人	21 人
	105 日	126 日	147 日
自立訓練（生活訓練）	0 人	0 人	1 人
	0 日	0 日	18 日
就労選択支援	12 人	14 人	16 人
	240 日	280 日	320 日
就労移行支援	10 人	10 人	10 人
	70 日	70 日	70 日
就労継続支援（Ａ型）	55 人	64 人	75 人
	605 日	704 日	825 日
就労移行支援（Ｂ型）	518 人	528 人	539 人
	7,770 日	7,920 日	8,085 日
就労定着支援	1 人	1 人	1 人

3　居住系サービス

サービス名	R９年度	R10 年度	R11 年度
自立生活援助	4 人	5 人	6 人
共同生活援助（うち重度障がい者）	225 人（17 人）	241 人（18 人）	258 人(19 人)
施設入所支援	123 人	123 人	121 人
療養介護	33 人	35 人	37 人
短期入所（うち重度障がい者）	86 人（28 人）	92 人（30 人）	98 人（32 人）
	344 日	368 日	392 日
地域生活移行に向けた支援【新規】	1 人	1 人	1 人

4　相談支援

サービス名	R９年度	R10 年度	R11 年度
計画相談支援	378 人	401 人	425 人
地域移行支援	1 人	1 人	1 人
地域定着支援	2 人	3 人	4 人

～ 障がい福祉サービス(１～４)の見込量確保の方策 ～

施設等から在宅生活や共同生活援助（グループホーム）等での生活への移行を進めるためには、居宅介護などの訪問系サービス、生活介護や就労継続支援などの日中活動系サービス、共同生活援助などの居宅系サービスの調整や地域移行を支援する相談支援が重要です。ニーズ調査により、確保が必要なサービスについては、意見申し出制度を活用し、県や事業所に働きかけていきます。

5　精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

①保健・医療・福祉関係者による協議の場について

サービス名	R９年度	R10 年度	R11 年度
協議の場の開催	2 回	2 回	2 回
保健関係者の参加人数	1 人	1 人	1 人
医療（精神科）関係者の参加人数	2 人	2 人	2 人
医療（精神科以外）関係者の参加人数	0 人	0 人	0 人
福祉関係者の参加人数	1 人	1 人	1 人
介護関係者の参加人数	1 人	1 人	1 人
その他の参加人数	2 人	2 人	2 人
協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1 回	1 回	1 回
心のサポーター養成研修の実施回数【新規】	0 回	1 回	1 回
精神保健福祉相談員講習会等の実施回数【新規】	0 回	1 回	1 回

②精神障がい者の障がい福祉サービスの利用者数

サービス名	R９年度	R10 年度	R11 年度
地域移行支援の利用者数	1 人	1 人	1 人
地域定着支援の利用者数	2 人	3 人	4 人
共同生活援助の利用者数	86 人	92 人	98 人
自立生活援助の利用者数	3 人	4 人	4 人
短期入所の利用者数【新規】	15 人	16 人	17 人

～ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築の見込量確保の方策 ～

精神障がいの有無や程度に関わらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障がい福祉、介護、住まい、社会参加（就労など）、地域の助け合い、普及啓発が包括的に確保されたシステムの構築に向けて関係機関等と連携を図ります。

6　発達障がい者等に対する支援

サービス名	R９年度	R10 年度	R11 年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）	20 人	25 人	30 人
ペアレントプログラム等の実施者数（支援者）	7 人	7 人	7 人
ペアレントメンターの人数	2 人	3 人	4 人
ピアサポートの活動への参加人数	15 人	20 人	30 人

～ 発達障がい者等に対する支援の見込量確保の方策 ～

市と児童発達支援センターで実施している未就学児向けのペアレントサポートについて、支援対象を学齢期まで拡充し、支援の継続性を確保します。さらに、不登校や友人関係など就学期特有の家族の相談ニーズに対応するため、当事者目線での傾聴支援や地域情報の提供を行うピアサポート活動を推進します。併せて、ペアレントメンター等の導入を事業所と連携し進め、地域の実情に応じた人材育成や活動場所の確保を図ります。専門機関との連携を強化しつつ、家族同士が支え合える相談体制の構築を目指し、当事者に寄り添った支援を充実させます。

7．自立支援医療と補装具

自立支援医療制度（精神通院医療・更生医療・育成医療）や補装具については、制度の周知のほか、県からも助言を貰いながら、障がい者一人ひとりの状況に応じた適切な支給に努めます。

～ 自立支援医療と補装具の見込量確保の方策 ～

制度の周知のほか、県からも助言を貰いながら、障がい者一人ひとりの状況に応じた適切な支給に努めます。

第4章　障がい児通所支援等の見込み量と今後の方策（P56～P59）

1．障がい児通所支援

項目	R９年度	R10 年度	R11 年度
児童発達支援	49 人	51 人	53 人
	326 人日	339 人日	353 人日
放課後等デイサービス	226 人	240 人	254 人
	2,779 人日	2,946 人日	3,123 人日
保育所等訪問支援	12 人	12 人	12 人
	14 人日	14 人日	14 人日
居宅訪問型児童発達支援	1 人	1 人	1 人
	4 人日	4 人日	4 人日

～ 障がい児通所支援の見込量確保の方策 ～

放課後等デイサービスの需要が増加する中、事業所数の不足や重度障がい児の受け入れ体制の確保が課題となっています。地域全体で持続可能な受け入れ体制を維持するため、相談支援専門員によるきめ細かな調整を通じて、学童クラブとの併用や複数事業所の利用を推進しています。また、新規施設開設を県へ要望する「市町村意見申出制度」や、事業者への協力依頼を活用し、サービスの充実を図っています。更に、相談支援専門員が事業所の空き情報や専門職配置状況を共有し、適切なマッチングを継続して障がい児通所支援の必要量を確保します。加えて、居宅訪問型児童発達支援について、近隣に指定された事業所がないため、潜在的ニーズの把握に努めています。

2　障がい児相談支援

項目	R９年度	R10 年度	R11 年度
障がい児相談支援	96 人	106 人	117 人

～ 障がい児相談支援の見込量確保の方策 ～

障がい児相談支援のニーズは増加傾向にありますが、それに合わせて事業所数も増加しており、現在の利用需要に対応できる体制は確保されています。毎月の情報共有や事例検討会、県等の研修への参加を積極的に促すことで、事業所間の連携を深め専門性の充実を図ります。

3　医療的ケア児を要する障がい児に対する支援

項目	R９年度	R10 年度	R11 年度
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	4 人	4 人	4 人

～ 医療的ケア児を要する障がい児に対する支援の見込量確保の方策 ～

医療的ケア児等への支援体制を築くため、地域の相談支援専門員と連携し、山形県が実施する養成研修へ受講勧奨を行うことで、コーディネーターを継続的に育成します。また、スキルアップのために、定期的に地域の現状や資源について情報交換を行い、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援機関との連絡調整を行い、地域全体で切れ目のない支援を展開します。

第５章　地域生活支援事業の種類ごとにおける見込量（P60～P62）

１　必須事業

サービス名	Ｒ９年度	Ｒ10 年度	Ｒ11 年度
	見込量		
理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施
相談支援事業			
基幹相談支援センター	１か所	２か所	３か所
基幹相談支援センター等機能強化事業	１か所	２か所	３か所
成年後見制度利用支援事業	実施	実施	実施
意思疎通支援			
手話通訳者設置	２人	２人	２人
手話通訳者等派遣	700 回	700 回	700 回
日常生活用具給付等事業			
介護・訓練支援用具	２件	２件	２件
自立生活支援用具	７件	７件	７件
在宅療養等支援用具	９件	９件	９件
情報・意思疎通支援用具	８件	８件	８件
排せつ管理支援用具	2,135 件	2,135 件	2,135 件
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	２件	２件	２件
手話奉仕員養成研修事業	実施	実施	実施

サービス名	Ｒ９年度	Ｒ10 年度	Ｒ11 年度
	見込量		
移動支援事業	1,119 時間	1,119 時間	1,119 時間
	28 人	28 人	28 人
地域活動支援センター			
地域活動支援センター　基礎的事業	２か所	２か所	２か所
	28 人	28 人	28 人
地域活動支援センター　機能強化事業	１か所	１か所	１か所
	15 人	15 人	15 人

２　任意事業

サービス名	Ｒ９年度	Ｒ10 年度	Ｒ11 年度
	見込量		
訪問入浴サービス事業	６人	７人	７人
日中一時支援事業	23 か所	23 か所	23 か所
スポーツ教室・芸術作品展開催等事業	163 人	167 人	170 人
声の広報等発行事業	実施	実施	実施
自動車運転免許取得・改造助成事業	８人	８人	８人
虐待防止に関する研修会	実施	実施	実施

～ 地域生活支援事業の見込量確保の方策 ～

地域生活支援事業は、障がいのある人がその能力や適性に応じて自立した生活を営むことができるよう、市町村が柔軟な事業体制により実施する事業です。障がい者への理解を深めるため、関係機関と連携を図りながら権利擁護研修会、スポーツ教室、芸術作品展を開催し、多くの方に参加いただけるよう周知を図ります。

障がいのある人の移動に関する課題が多い中で、自動車運転免許の取得について、知的障がい者、精神障がい者にも対象を広げ、就労や社会参加の推進を図ります。

第６章　児童発達支援センター（米沢市立ひまわり学園）の整備について（P63～P67）

米沢市の児童発達支援センター「米沢市立ひまわり学園」は、市内で増加する障がい児およびその家族を支援する地域の基盤的施設として、今後もその機能を強化する必要があります。本章では、施設を取り巻く現状と課題、そして整備の基本的方針が示されています。

１　児童発達支援センターを取り巻く現状と課題

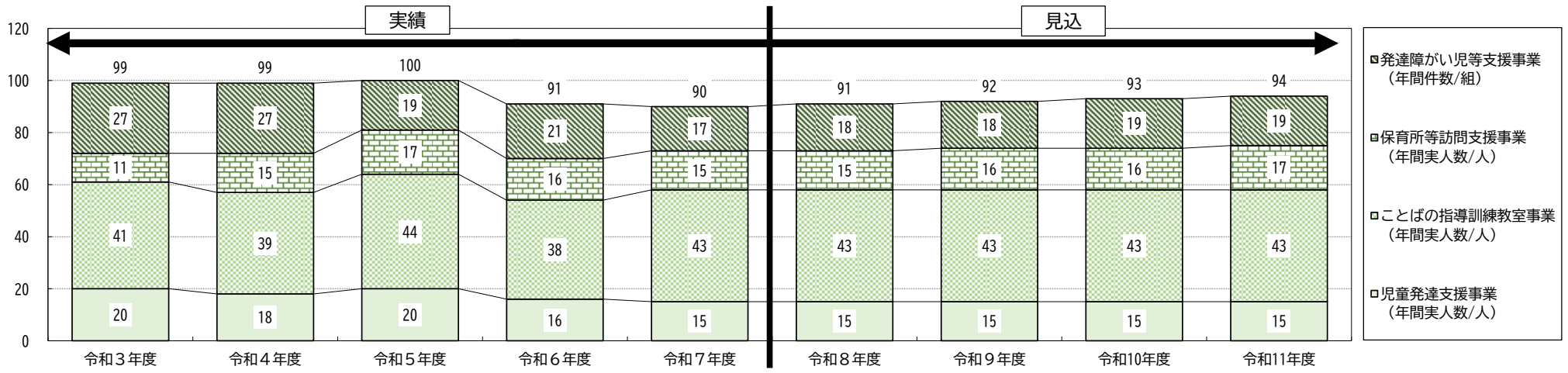
（１）子どもと家庭の現状と課題

本市では、発達障がいや発達上の課題がある児童が増加しており、保護者の相談ニーズも多様化・高度化しています。これに対応するため、早期発見と専門的療育への早期移行、地域における相談体制の充実が重要な課題となっています。すべての子どもが健やかに育ち、安心して子育てできる環境を実現するため、地域全体で支える基盤整備が求められています。

（２）利用児童数の推移と今後の見込みについて

少子化が進む中でも、療育や発達支援を必要とする児童数は依然として高水準で推移しており、ＲII 年度までの継続的な需要が見込まれます。

■各事業の利用実績および見込の推移



（３）現在の状況

療育・指導ニーズは今後も高水準で推移する見込みですが、施設の老朽化やスペースの狭さにより、多様な児童の特性に対応した療育環境の確保が困難となっています。現在の施設規模や設備では機能的に限界を迎えています。

（４）国の制度改正への対応

児童福祉法改正により、児童発達支援センターには地域の中核的役割としてインクルーシブ推進や保育所等への後方支援が求められています。本市においても、新制度に対応し中核的機能を強化するため、新たな拠点整備が必要です。

２　機能整備・強化の基本的考え方

関係機関との連携を強化し、地域の障がい児支援の中核拠点として専門的療育と包括的支援を提供するため、以下の３点を柱に機能強化を推進します。

●18 歳までの切れ目ない相談・訪問支援と、各学校との連携体制の構築　●身体障がい児や重度障がい児の積極的な受け入れ　●５歳児健診の確実な受け皿機能の確立

（１）質の高い専門的療育サービスと提供機能の強化

専門的な知見に基づいて子どもの発達状態をアセスメントし、特性や保護者の意向を反映した個別支援計画を策定・評価・見直し（PDCA サイクル）を徹底。１日 15 人を想定し、それぞれに最適な質の高い支援を提供します。

～施策の方向～

●早期からの専門的療育の強化と５歳児健診との連携　●身体障がい児・重度障がい児の積極的な受け入れ体制の構築

（２）地域における包括的・切れ目ない相談支援と家族支援の確立

国の方針に基づき、当センターが地域支援の核となり、多様な関係機関をリードする体制を構築します。情報共有やケース会議、共同研修を主導し、地域全体の支援の質向上と切れ目のない支援体制の確立を推進します。

～施策の方向～

●切れ目ない相談支援と家族支援の充実　●市内事業所等への援助・助言機能（後方支援）の強化　●地域のインクルージョン推進機能（巡回相談・地域啓発）の拡充

（３）利用しやすい環境整備と情報公開の推進

利用者が安全・安心して必要な支援を受けられる環境を整備し、認知度を向上させることで支援を必要とする人々が気軽に相談・利用できる環境づくりを目指します。施設環境の改善と情報発信により、地域における障がい児支援の質をさらに高めていきます。

～施策の方向～

●安全で効果的な療育環境の確保　●積極的な情報発信と認知度の向上